

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る 住環境の保全等に関する条例の手続の手引きの一部改定について

1 趣旨

機構改革による組織名称の変更等を行うため、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例（以下「中高層条例」という。）の手続の手引きを一部改定します。

2 改定内容

(1) 解体工事計画の説明が必要な場合について

解体工事計画の説明が必要な場合について、条例で記載されている考え方と統一するため、文言を修正します。

(2) 機構改革による組織名称の変更

令和8年4月1日の機構改革により組織名称が一部変更されたため、手引きに掲載している都市計画課の局名を修正します。

(3) 掲載情報の年月について

「(表7) 関連局との協議状況表」に記載されている協議先担当部署について、令和8年4月施行の手引き改正の際に修正しましたが、掲載情報の年月が更新されていないため、修正します。

(4) あっせん・調停で扱うことができる解体工事について

中高層条例の対象となる解体工事に限ることを分かりやすく説明するため、文言を修正します。

3 新旧対照

別紙参照